

# 岐阜県公報

第二千二百六十八号  
平成二十三年七月二十六日

( 火曜日 )

## 目次

### 告示

有害興行の指定

(男女参画青少年課) 二九五  
ページ

### 選挙管理委員会告示

設立届が提出された政治団体の名称等の公表

(選挙管理委員会) 二九六

政治団体の異動事項の公表

(同) 二九七

解散届が提出された政治団体の名称等の公表

(同) 二九九

資金管理団体の異動事項の公表

(同) 三〇〇

指定取消しの届が提出された資金管理団体の名称等の公表

(同) 三〇〇

### 公示

特定非営利活動法人の設立認証申請

(環境生活政策課) 三〇〇

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

(商業流通課) 三〇一

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

(同) 三〇一

## 告示

岐阜県告示第四百七号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成二十三年七月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

### 1 指定興行

種類	題名	等	配給会社名
映画	多淫な人妻 ねっとり蜜月の夜		オーピー映画
	艶剣密2 くノ一色洗脳		新東宝映画
	いんらん千一夜 恍惚のよがり		オーピー映画
	ハンクオーバー!!! 史上最悪の二日酔い、国境を越える		オーピー映画

### 2 指定年月日

平成23年7月26日

### 3 指定理由

著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第七十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、政治  
団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次の  
とおりとする。

平成二十三年七月二十六日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 大 松 和 幸

1 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部
自由民主党岐阜県岐阜市第六支部	長屋光征	水木りえ	岐阜市道三町 32	

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
安藤まさ子を育てる会	安藤雅子	羽賀恵美子	可児郡御嵩町中 2220 1
伊藤ひさし後援会	渡辺芳美	伊藤恭子	可児市大森 2689 3
伊藤ひでお後援会	伊藤英生	伊藤裕子	可児市今渡 218 5
桜花青年隊岐阜県本部	今井誠	玉野博民	多治見市姫町 7 188 11
岡本たか子と手づくりのまちネットワーク	岡本隆子	岡本隆子	可児郡御嵩町中 2149 9
小木曾達也育てる会	小木曾達也	小木曾綾子	本巣郡北方町北方 1726 2 1

金子政則後援会	亀井士郎	岡田義行	加茂郡八百津町八百津 3883
川合としみを育てる会	川合敏巳	川合敏巳	可見市下惠士 1100 4
河村ひろし後援会	可見 整	河村弥生	可見市今渡 1332 1
佐藤正博を囲む会	田中芳郎	平田正孝	可見郡御嵩町御嵩 120
つげせいぎ後援会	柘植亮三	柘植利男	加茂郡八百津町潮見 405
林貞男後援会	大鍋 豊	各務 茂	加茂郡八百津町久田見 5647
柳生千明後援会	柳生千明	柳生千明	可見郡御嵩町伏見 1473

岐阜県選挙区別議員名簿(第百七十七号)

岐阜県選挙区別議員名簿(昭和三十三年法律第九十四号)第七十条第一項の規定により、  
 因本の選挙区別の議員数が変更されたのに、同法第七条の二第一項の規定により、  
 議員数を次のとおり加減した。

平成三十三年七月二十六日

岐阜県選挙区別議員名簿  
 岐阜県 大 岐 区 第 一 区

政治団体の名称	異 動 事 項	新	旧
自由民主党大野町支部	代 表 者	田代義明	中川仁志
	会 計 責 任 者	河田貞男	田代義明
自由民主党各務原市支部	主たる事務所の所在地	揖斐郡大野町大字下座倉444	揖斐郡大野町西方1057 4
	会 計 責 任 者	佐伯吉規	横山隆一郎
自由民主党可見	代 表 者	可見慶志	小原 尚
	会 計 責 任 者	川合敏巳	酒井正司

市支部	主たる事務所の所在地	可児市広見 1 17		可児市広見 2 7	
		代 表 者	会 計 責 任 者	代 表 者	会 計 責 任 者
自由民主党岐阜県選挙区医師連盟支部		河村 泰 宏	高木 幹 正	山下 義 勝	後藤 友 勝
自由民主党岐阜県生コン政策研究会支部		雁部 繁 夫	山 下 義 勝	奥村 関 也	横山 善 道
自由民主党土岐市支部		栗本 純 夫	小本 曾 夫	久保田 均	久保田 均
自由民主党山県市支部		山県市高富1529 1	山県市西深瀬2506 1	金井 司 郎	森 島 力 雄
伊佐地秀次後援会		工藤 智 智	西田 吉 泰	太田まさひさ後	岐阜市白山町 2
太田まさひさ後		主たる事務所の	岐阜市白山町 2	主たる事務所の	岐阜市竜田町 8

援会 大山こうじ東陵 地区後援会	所 在 地	16 2	三田 正明 中津川市茄子川18 05 2	2	塚本 勝 中津川市茄子川18 14	名古屋税理士政 治連盟関支部	代 表 者	黒岩 清保 工藤 智 星野 辰吉	西田 英彦 村瀬 雅彦 小栗 千歳
勝野後援会 岐阜県社会保険 労務士政治連盟	所 在 地	雁部 繁夫 栗本 純夫	三輪 正雄 山下 義勝	2	三輪 正雄 山下 義勝	名古屋税理士政 治連盟多治見支 部	代 表 者	堀 正幸 小栗 健次	小栗 千歳 稲垣 貴仁 岡庭 隆
岐阜県生コン協 議会	所 在 地	栗本 純夫 美濃市蔵生722	後藤 友勝 美濃市生櫛1686 65	2	後藤 友勝 美濃市生櫛1686 65	名古屋税理士政 治連盟中津川支 部	代 表 者	小栗 健次 市岡 孝之	岡庭 隆 伊藤 邦雄
郷愛会 こぼり将大後援 会	所 在 地	岐阜市萱場東町9 2 3	美濃市蔵生722 65	2	美濃市蔵生722 65	日本行政書士政 治連盟岐阜県支 部	代 表 者	桑原 一男 杉山 行生	大橋 一成 大山 照子
小森敬直後援会	所 在 地	山田 恵子 関市下白金932 1	山田 玉枝 関市側島669	2	山田 玉枝 関市側島669	橋本勉後援会	代 表 者	松田 光世 野々部 誠司	上野 博真 石原 正郎
自治労岐阜県本 部自治体議員連 合	所 在 地	石田 浩司 吉村 久資	吉村 久資 高山市初田町3 119	2	吉村 久資 高山市初田町3 119	広江正明後援会	代 表 者	丹下 忠彰 野々部 誠司	川本 重太郎 石原 正郎
鷹の会	所 在 地	波多野 光裕 後藤 芳明	佐々木 辰雄 三田村 晃司	2	佐々木 辰雄 三田村 晃司	古田はじめ山県 市後援会	代 表 者	久保田 均 久保田 均	高橋 信夫 横山 善道
名古屋税理士政 治連盟岐阜北支 部	所 在 地	篠寄 馨彦 廣瀬 嘉彦	丹下 忠彰 西脇 一郎	2	丹下 忠彰 西脇 一郎	水野よしちか後 援会 むると英夫を育 てる会	代 表 者	本巣郡北方町芝原 栗町4 14 1	岐阜市尻毛1 13 7 本巣郡北方町北方 66 2
名古屋税理士政 治連盟岐阜南支 部	所 在 地	松岡 滋 間宮 雄次	山田 清 松井 孝毅	2	山田 清 松井 孝毅	明政会	代 表 者	太田 博勝 後藤 信一	長屋 和伸 林 修美
名古屋税理士政 治連盟岐阜南支 部	所 在 地	9 69 2	羽島市福寿町間島 2 26	2	岐阜市加納大黒町 2 26	明政会	代 表 者	後藤 信一 関市広見1853	林 修美 関市坂取6546 3

若尾円三郎後援会	代 表 者	若 尾 円 三 郎	佐 橋 義 正
和田直也を大きくする会	主たる事務所の所在地	岐阜市徹明通 6 1 1	岐阜市大宝町 1 5

岐阜県選挙管理委員会 令和五年六月二十八日

政治資金規程正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体継続期間が満了となつたので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり変更する。

平成二十三年七月二十六日

岐阜県選挙管理委員会  
 総 務 課 大 松 利 幸

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	政党又は政党の支部の場合その旨の表示	当該政党の支部を支部とする政党の名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
今井誠後援会	今 井 誠	大 蔵 規 男	中津川市中津川 3465 1	平成23年 5月24日			
川合としみを育てる会	渡 辺 治	伊 佐 次 孝 之	可児市下恵土 1100 4	平成23年 5月23日			
近藤のぼるを支援する会	奥 田 俊 昭	山 口 綱 夫	可児市土田 2813	平成23年 6月21日			
佐藤正博を囲む会	田 中 芳 郎	平 田 正 孝	可児郡御嵩町御嵩 120	平成23年 6月14日			
市民が主人公の市政を考える会	津 田 吉 人	牛 丸 尋 幸	高山市上岡本町 5 103	平成23年 5月30日			
高橋まさひこを育てる会	高 橋 政 彦	原 尾 勝	岐阜市平和通り 2 7 1	平成23年 3月31日			
武井まさお後援会	武 井 牧 男	武 井 牧 男	美濃市片知 987 1	平成23年 4月30日			
玉置たけし後援会	玉 置 俊 三	玉 置 久 美 子	可児市東帷子 77 3	平成23年 6月26日			
中村幸二を支持する会	内 田 賢	高 木 勲	各務原市鷺沼台 5 26	平成23年 6月5日			
林修美後援会	本 田 修	林 恵 司	関市洞戸菅谷 490	平成23年 4月11日			
藤沢昭男後援会	岩 田 信 一	勝 野 茂 雄	岐阜市光樹町 8 3	平成23年 6月30日			

松浦勝男後援会	川 上 保 男	松 村 義 幸	土岐市泉町久尻 1477 88	平成23年 6月30日		
渡辺一男後援会	渡 辺 健 次	渡 辺 義 勝	加茂郡坂祝町黒岩 356	平成23年 5月31日		

岐阜県選挙管理委員会告示第七十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、資金管理団体届出事項の異動届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その異動事項を次のとおり公示する。

平成二十三年七月二十六日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	資金管理団体の称	異動事項	新	旧
大田 維久	大田まささひさ後援会	主たる事務所所在地	岐阜市白山町 2 16 2	岐阜市壺田町 8 2
小堀 将大	こぼり将大後援会	主たる事務所所在地	岐阜市萱場東町 9 2 3	岐阜市向加野 2 23 2
水野 吉近	水野よしちか後援会	主たる事務所所在地	岐阜市鷹山 176 9 2	岐阜市尻毛 1 137
室戸 英夫	むろと英夫を育てる会	主たる事務所所在地	本巣郡北方町 芝原東町 4 1 4	本巣郡北方町 北方 66 2

岐阜県選挙管理委員会告示第八十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第一号又は第二号の規定により、資金管理団体の指定の取消しの届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公示する。

平成二十三年七月二十六日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の称	主たる事務所所在地	代表者の氏名
今井 誠	中津川市議会議員	今井誠後援会	中津川市中津川 3465 1	今井 誠
高橋 政彦	岐阜市議会議員	高橋まさひこを育てる会	岐阜市平和通り 2 7 1	高橋 政彦
武井 牧男	美濃市議会議員	武井まさお後援会	美濃市片知 98 7 1	武井 牧男

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年七月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十三年六月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人コミュニティ美山

三 代表者の氏名 金森 賢司

四 主たる事務所の所在地 岐阜県山県市谷合一六三番地

五 定款に記載された目的 この法人は、過疎化の進む岐阜県山県市美山地区において、清流神崎川に代表される豊かな自然環境の保全と、「自然」「癒し」をテーマとしたまちづくり・人づくりを推進するとともに、産学官民との連携のもとに、自然資源を生かした人的交流や経済活動を積極的に支援し、もって地域の活性化に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十三年七月二十六日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。  
また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十三年七月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十三年七月十三日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社ヤマダ電機

三 建物の名称及び所在地

（仮称）テックランド岐阜羽島店

羽島市竹鼻町飯柄字西折戸一四九番地の一 外

四 大規模小売店舗の新設日

平成二十四年三月十四日

五 店舗面積

一、九四七平方メートル

六 駐車場の収容台数

七九台

七 荷さばき施設の面積

三・二七平方メートル

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十三年七月二十六日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十三年七月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

（仮称）ケースデンキ関店

関市倉知字寺前六一三番 外

二 意見の概要

意見なし（届出事項 新設）

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十三年七月二十六日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十三年七月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 建物の名称及び所在地  
メトロスクエア  
美濃加茂市山手町二丁目五三番 外
- 二 意見の概要  
意見なし(届出事項 新設)

平成二十三年七月二十六日発行

発行者  
発行所

岐阜市数田南一丁目一番一  
岐阜県庁

編集

各務原市テクノプラザ一  
ブイ・アール・テクノセンター